（船員保険法施行規則の特例に関する経過措置）

第三条　第二条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における船員保険法施行令第三条第二項第一号に規定する収入の額の算定について適用する。

（国民健康保険法施行規則の特例に関する経過措置）

第四条　第三条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における国民健康保険法施行令第二十七条の二第三項第一号に規定する収入の額の算定について適用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の特例に関する経過措置）

第五条　第四条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第三項第一号に規定する収入の額の算定について適用する。

（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の特例に関する経過措置）

第六条　第八条の規定は、平成二十二年以後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則第四条第二項及び第五条第一項に規定する所得の額の算定について適用する。

○厚生労働省・農林水産省令第一号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行に伴い、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令

（農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正）

第三条　農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第六条第六項」を「第六条第五項」に改める。

第六条中「第六条第七項」を「第六条第六項」に改める。

第七条及び第十二条の十五中「第六条第六項」を「第六条第五項」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第四条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号中「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団を除く。）」を削る。

（旧農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第五条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令附則第十五条の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（平成十三年農林水産省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一号及び第四号中「すべて」を「全て」に改め、同条第七号中「（地方自治法第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団を除く。）」を削る。

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

（船員保険法施行規則の特例に関する経過措置）

第三条　第二条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における船員保険法施行令第三条第二項第一号に規定する収入の額の算定について適用する。

（国民健康保険法施行規則の特例に関する経過措置）

第四条　第三条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における国民健康保険法施行令第二十七条の二第三項第一号に規定する収入の額の算定について適用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の特例に関する経過措置）

第五条　第四条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第三項第一号に規定する収入の額の算定について適用する。

（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の特例に関する経過措置）

第六条　第八条の規定は、平成二十二年以後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則第四条第二項及び第五条第一項に規定する所得の額の算定について適用する。

○農林水産省令第四十七号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令

（土地改良法施行規則の一部改正）

第一条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第百五条第一項中「、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に」を削る。

（農地法施行規則の一部改正）

第二条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第六号中「その組合」を「、その組合」に改め、「、地方開発事業団にあつてはその設置団体たる普通地方公共団体の区域」を削り、同条第十号中「又は第四十三条第一項」を「若しくは第四十三条第一項」を「若しくは第四十三条第一項」に改める。

第五十三条第五号中「その組合」を「、その組合」に改め、「、地方開発事業団にあつてはその設置団体たる普通地方公共団体の区域」を削る。

○国土交通省令第五十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第八項、第九項及び第十項並びに第四十三条第八項、第九項及び第十項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第三章、第四章及び第三十五条並びに総合特別区域法第七十条の規定に基づき、この省令を制定する。

平成二十三年七月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

総合特別区域法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令

（非居住者の代理人）

第一条　本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、国際戦略総合特別区域通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二　法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

（登録事項）

第二条　総合特別区域法（以下「法」という。）第二十条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　資格を取得した外国語の種類

三　非居住者にあっては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（国際戦略総合特別区域通訳案内士登録簿の様式）

第三条　法第二十条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条の国際戦略総合特別区域通訳案内士登録簿は、別記第一号様式による。